

## 議第38号

### 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第6（3）の項ア中「および法第5条の2第3項第2号」を「ならびに法第5条の2第3項第2号および第3号」に改める。

別表第7第1項の表（1）の項ア（ウ）中「4,600円」を「4,400円」に、「7,700円」を「7,400円」に改め、同項イ（ウ）中「1,800円」を「1,750円」に改め、同項イ（イ）中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項イ（ウ）中「3,050円」を「3,100円」に改め、同項ウ（ウ）中「3,050円」を「2,950円」に、「4,600円」を「4,500円」に改め、同項エ（ウ）中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項オ（ウ）中「4,600円」を「4,550円」に改め、同項カ（ウ）中「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同表（1）の2の項ア中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に改め、同項イ中「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同表（2）の項中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同表（4）の項ア中「3,600円」を「3,500円」に改め、同表（5）の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表（6）の項ア中「23,500円」を「23,450円」に改め、同項エ中「21,850円」を「21,700円」に改め、同表（7）の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表（8）の項ア中「15,000円」を「14,950円」に改め、同項ウ中「9,450円」を「9,400円」に改め、同項エ中「12,850円」を「12,750円」に改め、同表（9）の項ア中「2,800円」を「2,850円」に改め、同項イ中「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に改め、同項ウ中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表（10）の項中「の更新」の右に「（以下「免許証の更新」という。）」を加え、同表（12）の項ア中「700円」を「750円」に改め、同項イ中「2,450円」を「2,350円」に改め、同項ウ中「2,200円」を「2,100円」に改め、同項エ（ウ）中「4,700円」を「4,650円」に改め、同項オ（ウ）中「4,150円」を「4,100円」に改め、同項オ（イ）中「4,050円」を「4,000円」に改め、同項キ中「3,150円」を「3,100円」に改め、同項ク中「1,250円」を「1,300円」に改め、同項コ（ウ）中「2,100円」を「2,050円」に改め、同項コ（イ）中「2,750円」を「2,700円」に改め、同項コ（ウ）中「2,600円」を「2,550円」に改め、同項コ（エ）中「2,450円」を「2,400円」に改め、

同項サ(フ)中「600円」を「500円」に改め、同項サ(イ)中「950円」を「800円」に改め、同項サ(ウ)中「1,500円」を「1,350円」に、「950円」を「800円」に改め、同項シ(フ)中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に改め、同項シ(イ)中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項ス中「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に改め、同項に次のように加える。

	セ 法第108条の2第1項第14号 に掲げる講習	講習1時間につき 1,900円
--	-----------------------------	--------------------

別表第7第1項の表(13)の項中「850円」を「900円」に改め、同表注2の表(1)の項ア中「4,150」を「4,000」に改め、同項イ中「3,750」を「3,600」に改め、同項エ中「4,450」を「4,250」に改め、同表(2)の項ア中「7,000」を「6,700」に改め、同項イ中「6,400」を「6,100」に改め、同項ウ中「2,200」を「2,100」に改め、同項エ中「7,800」を「7,400」に改め、同表(3)の項ア中「2,100」を「2,450」に改め、同項イ中「1,850」を「1,950」に改め、同項ウ中「2,100」を「1,950」に改め、同表(4)の項ア中「2,100」を「2,450」に改め、同項イ中「1,850」を「1,950」に改め、同項ウ中「2,100」を「1,950」に改め、同表(5)の項ア中「2,250」を「2,000」に改め、同項イ中「2,000」を「1,950」に改め、同項ウ中「2,250」を「2,500」に改め、同表(6)の項ア中「1,850」を「1,750」に改め、同項イ中「1,950」を「2,100」に改め、同項ウ中「2,450」を「2,550」に改め、同項エ中「3,150」を「3,700」に改め、同表(7)の項中「2,700」を「2,550」に改め、別表第7第1項の表注3中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表注4中「350円を、」を「550円を、」に、「200円」を「350円」に改め、同表注5の表(1)の項ア中「4,150」を「4,000」に改め、同項イ中「3,750」を「3,600」に改め、同項エ中「4,450」を「4,250」に改め、同表(2)の項ア中「1,450」を「1,350」に改め、同項イ中「1,400」を「1,250」に改め、同項ウ中「1,500」を「1,300」に改め、同項エ中「1,900」を「2,050」に改め、同表(3)の項ア中「1,350」を「1,250」に改め、同項イ中「1,300」を「1,200」に改め、同項ウ中「1,150」を「1,100」に改め、同表(4)の項ア中「1,450」を「1,550」に改め、同項イ中「1,200」を「1,350」に改め、同項ウ中「1,250」を「1,300」に改め、同表(5)の項ア中「1,450」を「1,550」に改め、同項イ中「1,200」を「1,350」に改め、同項ウ中「1,250」を「1,300」に改め、同表(6)の項ア中「1,350」を「1,400」に改め、同項イ中「1,150」を「1,300」に改め、同項ウ中「1,150」を「1,200」に改め、同表(7)の項中「2,700」を「2,550」に改め、別表第7第1項の表注6中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表注7中「100円を、普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改め、別表第7第2項の表(13)の項ア中「1,500」を「1,350」に改め、同項ウ中

「	(ア) シニア運転者講習	同	5,800	」を
「	(ア) シニア運転者講習	同	5,600	」に
	a 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満のものに対する講習	同	5,600	」に
	b 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものに対する講習	同	5,200	」

改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第6(3)の項アの改正規定は公布の日から、別表第7第1項の表(12)の項にセを加える改正規定は同年6月1日から施行する。